

防人計第 6 1 4 5 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日
防人計第 7 7 8 3 号
令和 3 年 3 月 2 9 日
防人計第 9 5 4 8 号
令和 7 年 4 月 1 4 日

大 臣 官 房 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長
(公印省略)

超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（通知）

標記について、平成 3 1 年 4 月 1 日以降、自衛官以外の隊員（自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）第 2 3 条第 1 項に規定する隊員をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずるに当たっては下記の事項に留意し、一層の超過勤務の縮減に努められたい。

なお、人計第 2 7 1 8 号（2 1 . 3 . 1 1）は、廃止されたので併せて通知する。

記

1 他律的業務の比重が高い部署関係

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 4 3 号。以下「事務官等訓令」という。）第 3 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 項各号に規定する他律的業務の比重が高い部署（以下「他律的部署」という。）には、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重の高い部署が該当し得るが、他律的部署に該当するか否かについては、当該部署において業務の状況を考慮して適切に判断する必要があること。

2 上限時間の特例関係

(1) 自衛官以外の隊員に事務官等訓令第 3 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 2 項各号及び第 3 項各号に規定する時間又は月数（以下「上限時間等」という。）を超えて超過勤務を命ずることができるか否かについては、当該自衛官以外の隊員

が従事し、又は従事していた特例業務（同条第4項に規定する特例業務をいう。以下同じ。）の状況、当該特例業務の規模及び発生時期並びに当該特例業務に当該自衛官以外の隊員が従事した期間を考慮して、上限時間等に係る期間ごとにそれぞれ判断する必要があること。特に、同条第2項第2号ア（ア）若しくは（ウ）又は同条第3項第1号ア（ア）若しくは同項第2号アに規定する時間は、脳・心臓疾患の発症との関連が強いとされる水準であることから、当該時間を超えて超過勤務を命じようとする場合には、職員の疲労の蓄積及び心身の状況にも十分配慮して判断する必要があること。

- (2) 「特例業務」には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章自衛隊の行動が該当し得ること。
- (3) 特例業務に従事し、又は従事していた自衛官以外の隊員に対しても、できる限り上限時間等の範囲内で超過勤務を命ずる必要があることは当然であり、事務官等訓令第3条の2第4項の規定により、上限時間等を超えて自衛官以外の隊員に超過勤務を命じることができる場合とは、特例業務が発生した時期や状況によるが、当該自衛官以外の隊員が従事し、又は従事していた業務の一部に特例業務が含まれていることでは足りず、あくまでも特例業務の処理が原因となって当該自衛官以外の隊員に上限時間等を超えて超過勤務を命じざるを得ないときであること。
- (4) 事務官等訓令第3条の2第5項に規定する超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）は、自衛官以外の隊員の特例業務への従事の具体的な状況を踏まえて行う必要があること。

3 異動等関係

- (1) 異なる部署から異動してきた自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずる場合は、異動前の部署における超過勤務の状況も考慮する必要があること。
- (2) 異なる府省等（「隊員の勤務時間の運用について（通知）」（人1第2476号。以下「運用通知」という。）第4項第4号に規定する府省等をいう。以下同じ。）から異動してきた自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずる時間についても、できる限り、異動前の府省等における超過勤務の時間も含め、事務官等訓令第3条の2第2項及び第3項に規定する自衛官以外の隊員の区分に応じ、同条第2項第1号ア（イ）、同号イ（ア）、同号ウ（ア）、同号エ（ア）、同項第2号ア（イ）、同号イ（ア）、同号ウ（ア）、同条第3項第1号ア（イ）、同号イ（ア）又は同項第2号イに定める時間の範囲内に収まるように配慮するよう努めること。

- (3) 自衛官以外の隊員が併任されている場合、本務官職に係る所属長（自衛隊施行規則第44条第12項に規定する所属長をいう。以下同じ。）及び併任官職に係る所属長が命ずる超過勤務の時間（自衛官以外の隊員が府省等を異にして併任されている場合は、運用通知第4項第4号に掲げる規定の適用に係る超過勤務時間。第5号において同じ。）を合算した時間は、次に掲げる自衛官以外の隊員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数の範囲内とする必要があること。

ア 本務官職又は併任官職のいずれかにおいて、他律的部署に勤務する自衛官以外の隊員

- (ア) 事務官等訓令第3条の2第2項第2号ア（ア）から（エ）までに定める時間及び月数（同号イ及びウに該当する自衛官以外の隊員にあっては、同号イ及びウに定める時間）
- (イ) 事務官等訓令第3条の2第3項第1号ア（ア）及び（イ）に定める時間（同号イに該当する自衛官以外の隊員にあっては、同号イに定める時間）
- (ウ) 事務官等訓令第3条の2第3項第2号ア及びイに定める時間

イ 本務官職又は併任官職のいずれにおいても、他律的部署以外の部署に勤務する自衛官以外の隊員

事務官等訓令第3条の2第2項第1号ア（ア）及び（イ）に定める時間（同号イからエまでに該当する自衛官以外の隊員にあっては、同号イからエまでに

定める時間及び月数)

- (4) 自衛官以外の隊員が併任されている場合、本務官職に係る所属長及び併任官職に係る所属長の両者において超過勤務時間の把握を適切に行い、把握した時間の情報を共有する必要があること。
- (5) 自衛官以外の隊員が併任されている場合において、本務官職に係る所属長及び併任官職に係る所属長が命ずる超過勤務の時間を合算した時間が、第3号ア及びイに定める時間及び月数の範囲を超えることができるのは、事務官等訓令第3条の2第4項の規定により、上限時間等を超えて当該自衛官以外の隊員に超過勤務を命ずるときであること。
- (6) 前号の上限時間等を超えた超過勤務に係る整理分析等は、本務官職に係る所属長が、併任官職に係る所属長から必要な情報の提供を受けて行う必要があること。
ただし、併任されている官職の業務に当該自衛官以外の隊員が専ら従事していた場合その他の併任官職に係る所属長において整理分析等を行うことが適当と認められる場合は、当該併任官職に係る所属長が、他の所属長から必要な情報の提供を受けて整理分析等を行う必要があること。
- (7) 運用通知第4項第5号の通知に係る「必要な事項」には、次のアからエまでに定める事項が含まれること。
 - ア 事務官等訓令第3条の2第2項及び第3項に規定する自衛官以外の隊員の区分の別（同条第2項第1号イからエまで、同項第2号イ及びウ並びに第3項第1号イに規定する自衛官以外の隊員にあつては、勤務する部署が他律的部署から他律的部署以外の部署となった日を含む。）
 - イ 異動日が属する月における異動までの超過勤務の時間数
 - ウ 異動日が属する月の直前11箇月における超過勤務の時間数
 - エ 異動日が属する月及び当該月の直前11箇月において、特例超過勤務（第4項第10号に規定する特例超過勤務をいう。）を命じたことの有無

4 超過勤務縮減に向けた対策

運用通知第4項第14号の「適切な対策」の例としては、同号に定めるもののほか、業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、管理者が超過勤務縮減に積極的に取組み、率先して退庁するなどの職場環境の整備や、人員配置の見直し等が考えられること。

5 超過勤務時間の適切な把握

管理者は、超過勤務の運用の適正を図るため、常に自衛官以外の隊員の超過勤務及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努めることとし、特に次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底させること。
- (2) 超過勤務時間の確認を行う場合は課室長等や周囲の自衛官以外の隊員による現認等を通じて行うものとし、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することもできること。

6 長時間の超過勤務を命ぜざるを得ない場合の健康への配慮

- (1) 長時間の超過勤務が継続することは、自衛官以外の隊員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあることから、極力これを避けるよう努めること。また、公務の運営の必要上、自衛官以外の隊員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合については、人事担当部局等に事前又は直後に報告し、超過勤務命令の状況のチェックを受ける方策などにより、必要最小限にとどめるよう努めること。

とりわけ休養日又は休日において勤務を命ずる場合には、自衛官以外の隊員の健康及び福祉に与える影響の大きさに鑑み、特に厳重に出勤の必要性のチェックを行うこと。

- (2) やむを得ず自衛官以外の隊員に継続して長時間の超過勤務をさせた場合には、

防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）の規定に基づく職員の健康管理を行う者（以下「健康管理者」という。）は、当該自衛官以外の隊員につき定期的に行う健康診断の受診を徹底させるとともに、必要と認めるときは臨時の健康診断を行うこと。

- (3) 特に1箇月80時間を超えるような超過勤務をさせた場合及び事務官等訓令第3条の2第3項第1号及び第2号の規定により、やむを得ず医療業務に従事する医師である自衛官以外の隊員に対し、1箇月100時間以上となるような超過勤務をさせる場合には、心身の両面において健康状態悪化のリスクが著しく大きくなることから、健康管理者は当該自衛官以外の隊員に対し速やかに面談を行う等して精神面を含む健康状態の把握に努めること。また、本人の希望も考慮しつつ、臨時の健康診断の実施や医師の診察を受けさせることを積極的に検討すること。
- (4) 前2号の健康診断に当たった医師又は歯科医師である防衛省職員は、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた者について、同訓令別表第2の指示区分欄に掲げる指示を行うこと。健康管理者は、当該指示を受けた自衛官以外の隊員に対して、その指示区分に応じ、同表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置を講じること。

7 早出遅出勤務の活用

官房長等又は部隊等の長は、超過勤務による自衛官以外の隊員の疲労の蓄積を防止するため、必要に応じて、隊務及び公務の運営に支障を来さない範囲で、早出遅出勤務をさせるなど、弾力的な勤務時間の割振りを必要に応じ実施すること。